

くらし



マイナンバーカード 郵送交付希望者に商品券を進呈

来年3月17日(金)までに区役所の窓口などで同カードを新規申請し郵送交付の手続きをした人に、新潟市・佐渡市共通商品券1,000円分を進呈します。 ※申請方法など詳しくは市HPに掲載。予算がなくなり次第終了



スマートフォンは
こちらから

問 市民生活課(☎025-226-1013)

区役所で交付申請を受け付け

窓口で顔写真を撮影し、マイナンバーカードの交付を申請することができます(要予約)。カードは自宅へ郵送します。

※再発行や更新の場合は後日窓口で受け取り

●**持ち物** 本人確認書類(顔写真付きのものは1点、健康保険証や介護保険証などは2点)、マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書

●**料金** 無料 ※再発行の場合は1,000円

申 電話で住んでいる区の区役所区民生活課 ※中央・西区は予約不要

問 同課(中央区は窓口サービス課)



市政



当初予算など53議案を可決 2月議会定例会閉会

スマートフォンは
こちらから



2月議会定例会が3月30日に閉会しました。一般会計や8特別会計、下水道・水道・病院の各企業会計の令和4年度当初予算のほか、条例の改正など53議案を可決しました。

問 議会事務局議事課(☎025-226-3395)

くらし



見落とすな 横断歩道の「渡るよサイン」 4/6~15 春の全国交通安全運動

春は、慣れない道を通学する子どもが増える時期です。運転者は、通学路や学校・保育園の付近などでは安全確認を徹底し、速度を控えて安全運転を心掛けましょう。特に横断歩道の近くでは、横断者や横断しようとしている人がいたら必ず停止しましょう。



問 市民生活課(☎025-226-1113)

歩行者も交通ルールの順守を

大人は子どもの模範となるよう、信号無視をしない、横断歩道を渡るなど、交通ルールを正しく守りましょう。

■道路を横断するときの注意点

- ・車両の直前・直後の横断、飛び出し、斜め横断は絶対にしない
- ・運転者に「渡るよサイン」で横断する意思を伝え、安全を確認してから横断する
- ・横断中も左右を確認し、接近する車両がないか確認する

「渡るよサイン」とは

歩行者が道路を横断するとき、手を高く上げる、手を胸の前にかざす、顔や体を運転者に向けて会釈するなど、運転者に横断の意思を明確に示すことです。



くらし



4/25から受け付け開始 空き家の購入などに助成

住み替え・移住支援のための空き家の購入、リフォーム工事などに助成します。補助金交付決定前に着手した場合は対象外です。要件など詳しくは新潟市ホームページや、住環境政策課(市役所ふるまち庁舎)、市役所本館案内、区役所で配布するチラシに掲載しています。



申 4月25日(月)から所定の申請書類を同課(☎025-226-2815)へ

種別	補助上限額	補助率
福祉活動活用(リフォーム)	100万円	1/3
地域活動活用(リフォーム・解体)	50万円または100万円	
移住定住活用(リフォーム・購入)	50万円	
流通促進活用(購入・解体)	30万円または50万円	

■説明会を開催

●**日時** 4月12日(火)10時~11時半

●**会場** 市役所ふるまち庁舎

申 4月11日(月)までに電話で同課



スマートフォンは
こちらから

空き家になったら早めに相談

家屋が空き家になると急速に老朽化が進みます。空き家を使用する予定がない場合は、早めに不動産や建築の専門家に対応を相談してください。

新潟市ホームページから

空き家に関する相談窓口

検索

新型コロナウイルス感染症対策 No.27

新生活でも感染防止対策を徹底

春は進学や就職などで人の移動が多い季節です。引き続き感染防止対策をしっかり行いましょう。

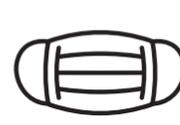
問 保健管理課(☎025-212-8194)

■感染防止対策の基本行動

こまめな手洗い



マスクの着用



人との間隔を空ける



■感染リスクが高まる「5つの場面」に注意

飲酒を伴う懇親会など	大人数や長時間の飲食	マスクなしでの会話
気分が高揚し、注意力が低下する	大声になり飛沫が飛びやすくなる	飛沫による感染リスクが高まる
狭い空間での共同生活	居場所の切り替わり	
長時間にわたり閉鎖空間が共有されやすい	仕事の休憩時間などで居場所が変わると、気が緩んで感染リスクが高まりやすい	

■体調が悪いときは

発熱などの症状があるときは、かかりつけ医へ電話で相談してください。

かかりつけ医がない場合は

新潟県新型コロナ受診・相談センター
☎025-256-8275、☎025-385-7541
または☎025-385-7634(24時間対応)
聴覚に障がいのある人はFAX 025-246-5672
※保健管理課。月~金曜9時~17時

発熱などの症状があるときはかかりつけ医または